

# 萩市ジオパーク活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ジオパークの活動を通じて、地域の持続可能な発展を目指し、大地の遺産を守り、学び、生かすための主体性かつ地域性のある取組みを行う市民活動団体及び地域住民組織に対し、萩市ジオパーク活動補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるもの(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 自主的な運営が行われる団体で、次に掲げる事項のいずれにも該当するもの(以下、「市民活動団体」という。)
  - ア 公益に寄与する活動を行うこと。
  - イ 構成員が5人以上で、そのうち1人以上は市内に住所を有する者であること。
  - ウ 政治的及び宗教的活動を行わないこと。
  - エ 専ら営利のみを追求することを目的としないこと。
  - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の関与がないこと。
- (2) 単一又は複数の行政区から構成される組織(以下、「地域住民組織」という。)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市長がジオパーク認定に資すると認める事業であって、団体等が市内において行う次に掲げるものとする。

- (1) 大地の遺産の保全、再生又は維持(以下この条において「保全等」という。)のための活動事業
  - (2) 大地の遺産及びその保全等にかかる教育活動及び普及活動のための事業
  - (3) 大地の遺産を伝えるための研修会等開催事業
  - (4) 大地の遺産を生かした産業創出及び経済発展のための事業
  - (5) 萩ジオパーク内の活動及び地域間交流の活性化あるいは他地域ジオパークとのネットワーク創出、交流提携に資する事業
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める活動事業
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県、他の地方公共団体、民間団体等からの委託助又は助成を受けて行う事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
  - (1) 団体等の経常的な運営経費
  - (2) 団体等の事務所等に係る維持管理経費
  - (3) 団体等の構成員に対する人件費、謝金、旅費及び食糧費
  - (4) 団体等が支出したことを明確に証明できない経費
  - (5) 補助事業に要する経費であることを客観的に証明できない経費

- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に直接関係のない経費及び交付対象とすることが社会通念上適正でないと思われる経費

(補助金の額等)

第5条 市長は、毎年度予算の範囲内において、一団体等につき一年度一事業限り補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付する補助金の額は、一団体等につき25万円を限度とし、補助対象経費(補助対象事業の実施により団体等に収入がある場合は、その収入額を減じた額)の合計額の10分の10以内で市長が定めた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請団体等」という。)は、萩市ジオパーク活動補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) 事業を広報宣伝するための書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を萩市ジオパーク活動補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請団体等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けたもの(以下「補助団体等」という。)は、事業の内容を変更しようとするときは、萩市ジオパーク活動補助金変更承認申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

- (1) 変更収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、事業内容の変更の承認をしたときは、萩市ジオパーク活動補助金変更承認通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助団体等は、補助対象事業を完了したときは、完了した日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに萩市ジオパーク活動補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、萩市ジオパーク活動補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により補助団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助団体等は、前条の規定による通知の後に萩市ジオパーク活動補助金交付請求書(別記第7号様式)により補助金を請求するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第7条の規定により決定した補助金の交付額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

2 補助団体等は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、萩市ジオパーク活動補助金概算払交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助団体等が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助団体等に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助団体等は、事業の収支に関する一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体等に対し、報告を求め、若しくは事業実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

交付の対象となる経費

費目	内容
賃金	事業の実施に直接必要な賃金
報償費	参加賞代及び講師等への謝礼
旅費	講師等旅費及び市内宿泊費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、手数料及び保険料
委託料	事業に必要な作業、業務等委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機械器具賃借料及び有料道路通行料
原材料費	環境の整備や製品を作るための原料及び購入費等
備品購入費	事業の実施に必要な機材(団体で管理ができる物)の購入費
負担金	研修参加費、その他これに類する経費
その他	市長が必要と認める経費